

「関西広域連合域内の産業視察等に係る海外向けPRツール作成業務」に係る質問・回答

番号	質問内容	回答内容
1	納税証明書について、 ・事業所が所在する都道府県が発行する都道府県税（全税目）及び市が発行する市税の納税証明書の書類は「納付すべき税額、納付した税額及未納税額の証明」で間違いないでしょうか。	本証明書については、未納がないことを証明していただくものですので、「未納の税額のないことの証明」をご提出ください。